平成２８年（フ）第６０号
鳥取県米子市両三柳4578番地２　県住三柳団地７棟７－401号、前住所鳥取県米子市両三柳4497番地２
債務者　高橋美由紀
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６１号
鳥取県西伯郡南部町阿賀374番地１　セレッソＣ103、前住所鳥取県西伯郡南部町清水川505番地41
債務者　森岡　範子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５８号
広島県福山市南蔵王町３丁目８番39号　102
債務者　砂月　則政（旧姓宮地）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６１号
広島県福山市曙町３丁目24番２－３号
債務者　渡部　順子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３８号
山口県下関市梶栗町２丁目３番Ｒ４－402号市営松風荘住宅
債務者　松尾　友美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
福岡県嘉麻市上臼井365番地１　碓井上臼井東団地６号
債務者　弓戸　　勝
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３７号
福岡県嘉麻市上臼井365番地１　碓井上臼井東団地６号
債務者　弓戸　正子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第５２号
福岡県飯塚市弁分502番地１（前住所　福岡県飯塚市横田170番地　コパンＳ103号室）
債務者　太田　　潤
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第４３号
福島県須賀川市丸田町226番地　メゾンマルタ203号
債務者　長谷川ひろみ
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1187番地の２　ヒューマンドエル102号、前住所神戸市西区岩岡町岩岡619番地の58　タウンハウス岩岡８－７号
債務者　川嶋　克昭
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1187番地の２　ヒューマンドエル102号、前住所神戸市西区岩岡町岩岡619番地の58　タウンハウス岩岡８－７号
債務者　川嶋　由記
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番31－404号
債務者　増満　勝世
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
兵庫県明石市本町１丁目９番11号　Ｓキューブほんまち203号、前住所神戸市中央区坂口通５丁目３番６号　フルール王子公園101号
債務者　田渕　由美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
兵庫県明石市大久保町大窪2173番地　市住４棟93号
債務者　内田久美子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
兵庫県明石市藤江1461番地の５　ジュラク・Ａ２－１号、前住所兵庫県明石市藤江1110番地の６
債務者　宮地　　惠
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係